

これまでの審議で出された主要な論点

《アビリティーガーデン》

1. サービスの質・創意工夫の発揮可能性等

(1) サービスの質の設定

- ・満足度 80%については、実施要項にその根拠や基準を明示すべきではないか？

(2) 創意工夫

- ・どの程度民間事業者に創意工夫を求めているのかははっきりしないため、もっと表現を工夫できないか？
- ・仕様書の様式 5 を実施要項に添付する等、民間に求める創意工夫の提案内容や範囲を明確にする工夫が必要ではないか？

(3) 入札金額等

- ・入札金額の定義、委託費の支払い方法を明確に記載すべきではないか？

(4) モニタリング及びペナルティー

- ・民間事業者からの報告により事業のパフォーマンスが悪いことが明らかの場合、質の維持・向上の観点から、機構が民間事業者に対し、法に基づく監督・指導や協力を行う旨を実施要項に明示すべきではないか？また、要求するサービスの質の水準に達しない場合は、ペナルティー（委託費の減額）を課すべきではないか？

2. 落札者決定に当たっての評価方法等

(1) 評価項目・配点

- ・必須項目（50点）と加点項目（220点）の配点バランスの考え方は何か？
- ・「評価表」の評価基準については、もっと内容を評価するようにすべきではないか？（例：副教材を使用する10点、使用しない0点となっているのは問題ではないか？）

(2) 講師

- ・企画書に記載する講師について、企画書提出後「一切変更を認めない」とするのは民間事業者にとって過大な負担ではないか？

3. 民間事業者が講ずべき措置

- ・機構が民間事業者に対して、職業訓練事業の実施に係る収入支出経費の報告を求める事は必要か？
- ・民間事業者に区分経理を求める理由は何か？
- ・受講生の通所途上の事故の防止を民間事業者に求めるのは、不要ではないか？

4. 実施期間終了後の見直しのための評価

5. 監理委員会への報告・公表

- ・監理委員会への報告の時期を明記すべきではないか？

6. その他

(1) 損害賠償

- ・第一義的に賠償金を支払う者は、民間事業者に責任がある場合には民間事業者であるように受け取れるが、第一義的に賠償金を支払うのは常に国（機構）であり、国（機構）は、支払った場合に、その賠償金を民間事業者に求償するという事ではないのか？

(2) 民間事業者が負う可能性がある責務

- ・民間事業者が負う可能性がある責務として、法第 54 条～第 56 条の罰則を記載すべきではないか？

以 上